



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員 長田たかひさ

県政レポート

2017年7月
No.34



事務所
〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等
●防災県土整備企業 常任委員会 委員(防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること)
●予算決算常任委員会 委員(予算、決算及びこれに関連すること)
●広聴広報会議 委員
●サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会 委員
●選挙区調査特別委員会 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

平成29年定例会(4月～6月)から

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

※条例改正の概要

農地法に基づく農地転用許可等について、農地法の一部改正により、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)が、都道府県に代わり農地転用許可等を行うことができるようになった。津市、松阪市など14市町の指定(平成28年6月1日及び平成28年10月1日)につづいて、四日市市、亀山市及び多気町の2市1町が指定(平成29年4月1日)された。これに伴い、「三重県の事務処理の特例に関する条例」を改正する。

農地転用許可等に係る権限移譲について(概要)

- 農地転用許可等に係る権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲
 - ・2～4haの農地転用に係る国との協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあつては指定市町村)に移譲
 - ・農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

農地転用許可権限の市町への移譲に関する取組状況図

平成29年4月1日現在



- 指定市町村【8市9町】
- 転用許可事務(2ha以下)の移譲市町村【2市】
- 転用許可事務未移譲市町村【4市6町】

許可権者	改正前		改正後	
	国	都道府県(国協議)	都道府県(国協議)	指定市町村(国協議)
許可権者	4ha超	4ha以下 2ha超	4ha以下 2ha超	指定市町村
	都道府県	都道府県	都道府県	指定市町村
	転用許可事務の移譲市町村	転用許可事務の移譲市町村	転用許可事務の移譲市町村	指定市町村

Information ①平成29年度亀山地区新規事業箇所



① 野登橋橋梁修繕事業(辺法寺町)



② 鈴国橋橋梁耐震対策事業(和田町)



③ 萩野橋橋梁修繕事業(田茂町)



④ 金場トンネル修繕事業(関町金場)



⑤ 自然災害防止事業(加太板屋字西鳥越)



⑥ 「みえ森と緑の県民税」土砂・流木緊急除去事業(加太板屋字千代が萩)



※予定箇所付近の写真のため、ピンポイントの写真ではありません。



⑦ 「みえ森と緑の県民税」災害緩衝林整備事業(加太神武字奥平)